

白子小学校

いじめ防止基本方針

令和5年度
鈴鹿市立白子小学校

I いじめについての基本的な考え方

(1) はじめに

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあり、決して許されるものではありません。

いじめは、「どの学校でも、どの子にも起こり得る」問題であることを十分認識するとともに、「いじめは人間として絶対に許されない」との意識を学校教育全体を通じて、児童一人ひとりに徹底することが大切であり、児童の発達段階に応じた取組を系統的に実践することが求められます。

また、いじめを生まないためには、社会全体で児童生徒一人ひとりが、人として大切にされているという実感をもてる環境づくりに取り組むことで、自己肯定感を高め、児童に自他の人権を守るために行動できる力を育むことが重要です。

そのため、教職員には、日々の学校生活の中で、いじめを見抜く鋭い人権感覚といじめを絶対に許さないといった毅然とした姿勢を身に付けることが必要です。

また、保護者をはじめとする大人も、いじめの問題に敏感になり、家庭や地域でいじめや差別のない社会づくりに寄与することが求められます。

いじめの問題には、学校、家庭、地域が一体となって児童を見守りながら、いじめを生まないための未然防止に力を注ぐとともに、いじめが起こった場合には、いじめの兆候を早期に発見し、適切に対処することで、全ての児童が、安心して学び、生活できる教育環境づくりに取り組んでいくことが重要です。

(2) いじめの問題への対策等の基本理念

① いじめの防止等の対策に関する基本理念

本校では、望ましい子ども像を目指して次のように基本理念を定め、いじめの防止等の対策に、強い決意をもって取り組んでいきます。

◎教職員は、いじめが行われなくなるように鋭い人権感覚を持って取り組みます。

○いじめは、全ての児童に関係する問題であることを念頭に置き、全ての児童が安心して学校生活を送ることができるよう、とりわけ教職員は、いじめを見抜く鋭い人権感覚を持ち、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなることを目標に取り組みます。

◎児童には、いじめの問題の重要性を理解させます。

○全ての児童がいじめを行わず、他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするために、いじめが絶対に許されない行為であることやいじめられた児童の心身に及ぼす深刻な影響等について、児童が十分に理解できるように取り組みます。

◎いじめの問題に正しく向き合う児童を育みます。

○全ての児童が一人ひとりの違いを理解し相手を思いやり、自他の命を尊重する心を育むことにより、人権を尊重し、共に支え合う力と、児童の主体的な活動を促す自立する力を育むことができるよう取り組みます。

◎地域ぐるみで、いじめの問題に取り組みます。

○いじめを受けた児童の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、市、市教育委員会、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、地域ぐるみで取り組みます。

(3) いじめの認識

① いじめ防止対策推進法(以下「法」という)第2条での「いじめ」の定義

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの。

② 「いじめ」の定義の解釈

個々の行為がいじめにあたるか否かの判断は、表面的・形式的に判断することなく、いじめられた児童の立場に立って行います。

この際、いじめには、多様な態様があることを踏まえ、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するにあたっては、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要です。

このことは、例えば、いじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該児童の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要があります。ただし、いじめられた児童の主観を確認する際に、行為の起こったときの

いじめられた児童本人や周辺の状況等を客観的に確認することを排除するものではありません。

なお、いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、法第22条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用して行います。

また、「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童、塾やスポーツクラブ等当該児童が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童との何らかの人的関係を指します。

さらに、「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味します。けんかやふざけあいであっても、見えないところで被害が発生している場合があるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断することが必要です。

なお、例えばインターネット上で悪口を書かれた児童がいたが、当該児童がそのことを知らずにいるような場合など、行為の対象となる児童本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った児童に対する指導等については、法の趣旨を踏まえた適切な対応が必要です。

加えて、いじめられた児童の立場に立って、いじめにあたと判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限りません。

具体的には、好意から行った行為が意図せずに相手側の児童に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能です。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事案を情報共有する必要があります。

③ 具体的な「いじめ」の態様

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。

- ・金品をたかられる。
- ・金品を隠されたり，盗まれたり，壊されたり，捨てられたりする。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと，危険なことをされたり，させられたりする。
- ・パソコンや携帯電話等で，誹謗中傷や嫌なことをされる。等

これらの「いじめ」の中には，犯罪行為として取り扱われるべきと認められ，早期に警察に相談することが必要なものや，児童の生命，身体又は財産に重大な被害が生じるような，直ちに警察に通報することが必要なものが含まれます。

この場合は，教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで，早期に警察に相談・通報の上，警察と連携した対応を取ることが必要です。

④ いじめのとりえ方

「いじめ」について次のように認識し，いじめの防止等の対策を推進します。

- ・いじめは，重大な人権侵害であり，人間として絶対に許されない行為である。
- ・いじめは，どの学校でも，どの児童にも起こり得る問題であり，被害と加害が入れ替わる等，どの児童も被害者にも加害者にもなり得る。
- ・いじめは，学校の内外を問わず起こり得る問題である。
- ・いじめは，表面化した問題だけでなく，いじめにつながる小さな芽は，日常的に起こっている。
- ・いじめは，「いじめ」を行う子どもと「いじめ」を受ける子どもだけでなく，「いじめ」の行為を面白がって見ていたり，はやしたてたりする「観衆」や，見て見ぬふりをしている「傍観者」といった集団が存在する「四層構造」から成る，集団の課題としてとらえる。

Ⅱ 学校いじめ防止等のための組織

本校に、法第22条（学校におけるいじめの防止等の対策のための組織）に則り「学校いじめ防止対策連絡会議」を設置します。

(1) 目的

会議は、いじめの防止やいじめの問題の解決を図るため、以下の業務を行います。

- ・学校基本方針に規定する取組の実施や具体的な年間計画の作成，実行，検証，修正等
- ・学校におけるいじめの相談・通報の窓口
- ・いじめに関する情報や問題行動等に係る情報の収集及び共有等
- ・いじめの事実関係の調査，児童への指導，支援体制の整備，対応方針の策定，保護者との連携等
- ・重大事態が発生した際の情報収集や事実の調査

(2) 委員の構成

【学校教職員等】 校長，教頭，生徒指導担当教員，教育相談担当教員，養護教諭，
人権教育担当教員 担任

【教職員等以外】 その他学校長が必要と認める者

(3) 会議の開催

会議は定期的で開催する。

(4) 会議の内容

- いじめの問題への年度の取組方針や年間計画，いじめについてのアンケートや現状の情報共有，取組内容の協議
- いじめの問題の取り組み状況やいじめについてのアンケート等各種調査結果等による現状分析を行う

Ⅲ 学校でのいじめ防止等のための対策

いじめの防止等のための基本的な考え方

(1) いじめの未然防止について

いじめは、どの学校でも、どの児童にも起こり得る問題であることから、未然防止対策が、とりわけ重要であることを教職員は十分に自覚することが大切であるとの考えの下に、未然防止対策を推進します。

そこで、特別の教科 道徳や学級活動の時間はもちろんのこと、学校の教育活動全体を通じて計画的な指導及び人権教育を行い、日常적으로お互いの個性や文化・風習など、様々な違いを認め合い、いじめを許さず、いじめを見抜く人権感覚をもった児童の育成に取り組むとともに人権を尊重する集団づくりに取り組みます。

学級活動や児童会活動などにおいては、いじめの問題について取り上げ、教職員の適切な指導助言を通じて、児童がお互いを思いやり、尊重し、生命や人権を大切にす取組の充実に努め、その場合には、児童の発達段階に応じた主体的な取組を系統的に行います。

その際、いじめの態様には、言葉によるものや暴力によるもの、また無視や嫌がらせ等とともにインターネットの掲示板や携帯電話のコミュニティサイトへの匿名性を利用した個人を攻撃する書き込みなど、潜在化した形でのいじめへの対策にも取り組んでいきます。

また、いじめの背景にあるストレス等の要因にも着目し、表面的な指導や対応にとどまることなく、その改善やストレスに適切に対処できる力を育むとともに全ての児童の自己肯定感、自己有用感、充実感を高め、社会性を育むことのできるよう学校教育活動の充実に努めます。

さらに、教職員の不適切な認識や言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方には細心の注意を払います。その他にも、学校として特に配慮が必要な児童については、教職員が個々の児童の特性を理解し、日常的に、当該児童の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、必要に応じて、保護者や周囲の児童に対してその特性の理解を促す取組を行います。いじめは、児童だけの問題ではなく、社会が抱える様々な問題や大人の姿勢、家庭におけるしつけなども影響していることにも目を向け、いじめの問題への取組の重要性について、家庭、地域、関係機関などと連携した地域ぐるみの取組が推進されるよう普及啓発に取り組みます。

(2) いじめの早期発見について

いじめの早期発見は、いじめの問題に迅速に対処し、早期に解決する上で重要です。特に、小学校高学年の時期から中学校2年生の時期は、身体的な成長が著しい反面、

自我の確立や多感な思春期でもあり精神的に不安定になりがちで、ストレスや欲求不満が、いじめにつながる場合もあります。

いじめの問題が発生する兆候として、集団の規範意識の低下がみられる場合もあり、教職員には、学校生活の中でいじめを見抜く、鋭い人権感覚を養うことが必要です。

また、いじめは大人の目に付きにくい時間、場所、手段で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることがあります。

そこで、ささいな兆候であっても軽視せず、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの的確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知することが必要です。

中には、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり、多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせることがあることから、からかいや悪口、仲間はずれや無視等といったことも見過ごすことなく対応していきます。

いじめの早期発見のためには、日頃から児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童と向き合うことにより、児童が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つとともに、定期的なアンケート調査や教育相談の実施とともに、相談窓口の周知など、児童がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に組織的に取り組みます。

各学校は、「学校いじめ防止基本方針」において、アンケート調査、個人面談の実施やそれらの結果の検証および組織的な対処方法について定めておくものとします。

アンケート調査や個人面談において、児童が自ら SOS を発信すること及びいじめの情報を教職員に報告することは、当該児童にとっては多大な勇気を要するものであることを、教職員は理解しなければなりません。これを踏まえ学校は、児童からの相談に対しては、必ず学校の教職員等が迅速に対応することを徹底します。この際、虐待が疑われる通報や相談があった場合は、市等へ情報提供又は通告するとともに、保護者から情報元の開示の求めがあっても情報元を保護者に伝えず、児童相談所と連携しながら対応します。

さらに、教職員相互で児童の様子などについて情報共有を図ることができる風通しの良い教育環境を整えるとともに、学校だけで問題等を抱え込まず、地域・家庭と連携して児童を見守っていきます。

(3) いじめへの早期対処について

いじめであることが確認された場合、学校は直ちに、いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保し、徹底して守り通す姿勢で臨みます。

特に、いじめられた児童に対しては、スクールカウンセラーなどの協力を得た心のケアや一時的に緊急避難措置を講ずるなど、いじめから守り通すための様々な対応を行います。また、いじめを行った児童に対しては、人格の成長を旨として、教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導します。

さらに、児童のいじめをとめたり、いじめを知らせたりするといったいじめの問題への主体的な態度や行動については、正当に評価し、正しい行動や正義が貫かれる学校風土づくりに生かしていきます。

一方、事実関係の究明には、いじめたとされる児童だけでなく、保護者や友人関係等からの情報収集も実施し、事実関係を正確かつ迅速に把握するように努めます。

いじめへの早期対処及び迅速な解決には、学級担任等の特定の教員が問題を抱え込むことなく、児童の目線に立ち、学校全体で組織的に対応します。また、各教職員は、学校の定めた方針等に沿って、いじめに係る情報を適切に記録しておく必要があります。

さらに、学校は、いじめの事実関係が判明した場合には、家庭や市教育委員会等への連絡・相談を迅速に行います。

(4) いじめの解消について

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消することはできません。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも以下の2つの要件が満たされている必要があります。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、ほかの事情も勘案して判断するものとします。

- ① いじめに係る行為が止んで相当期間（少なくとも3か月）継続している。
- ② いじめられた児童が心身の苦痛を感じていないことを面談等により確認されている。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、いじめられた児童を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有します。学校いじめ対策組織においてはいじめが解消に至るまでいじめられた児童の支援を継続するため、支援内容、情報共有、

教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行します。

(5) いじめの再発防止について

いじめの問題は、いじめが解決したとみられる場合でも、教職員の気づかないところで陰湿ないじめが続いていることも少なくありません。

教職員は、いじめが発覚した際の指導により解決したと即断することなく、いじめられた児童やいじめを行った児童のその後の学校生活の様子等について、周りの児童の協力も得ながら継続して十分な注意を払うとともに、保護者との緊密な情報共有を行い、再発防止に努めます。

また、学校教育活動全体を通じ、いじめを許さない学級づくり・集団づくりについて見直す等、児童の実態に応じた必要な指導や取組の改善を行い、いじめを生まない学校風土の再構築を図ります。

(6) インターネットや携帯電話等の利用

情報化社会の発展に伴い、児童にインターネットや携帯電話等が普及するとともに新たなコミュニケーション手段として、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）を利用したネット上のいじめへの対応が求められています。

ネット上でのいじめは潜在化し、目に見えないところで拡散する危険性が高く、発見しても容易に削除することができないといった困難さがあります。

そのため、児童には、インターネットや携帯電話等の正しく安全な利用方法等を学ぶ情報モラル教育を推進します。

また、インターネットや携帯電話等の所持や利用に際してのルールづくりといったことは、家庭での教育を中心とし、学校、家庭、地域が共通理解を図りながら取り組んでいきます。

さらに、ネット上の不適切なサイトや書き込み等の早期発見及び対処については、児童や保護者等との連携協力を図るとともに、県や県教育委員会の取組も活用しながら対策を講じていきます。

(7) 児童に育みたい力

全ての児童に、「いじめは絶対に許されない行為であること」を理解させ、いじめを見逃さず、許さない力を培う必要があると考え、お互いを思いやり自他の命を尊重す

る心や互いの個性及び人権を尊重する心を育むなど、共に支え合う力を培うとともに、いじめの問題に毅然と向き合い、いじめをやめさせる態度やいじめを他の人に伝える態度など、いじめの問題に対し主体的に行動できる力を育んでいきます。

特に、小学校低学年の児童は、集団を形成しようとする時期でもあります。

そこで、友だちとの集団遊びや体験活動の中での些細なトラブルや言葉が、いじめの芽にもつながることに留意し、友だちを傷つけないこと等、よりよい人間関係を形成する力や友だちを思いやる心を育むとともに、社会生活上のきまりが確実に身につけられるよう繰り返し指導していきます。

一方、小学校高学年以降は、特定の友人と親密なかかわりを持つようになるとともに集団内の親密性や集団外への排他性が高まる時期でもあります。

そこで、この時期の児童には、相手の身になって人の心を思いやる共感能力やコミュニケーション力、社会人としての社会規範や他人の人権及び自他の命を大切にする力などを育んでいきます。

また、携帯電話等の所持が広がる時期でもあることから、携帯電話等による潜在化したいじめの問題にも留意し、情報機器の利用モラルやマナーなどを身に付けさせていきます。

(8) 家庭の役割について

保護者は、児童の教育について第一義的責任を有しています。そのため、必要な生活習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めることとされています。

また、いじめの問題は、家庭でのしつけ等、家庭教育の在り方が大きく関係すると言われています。

そこで、保護者には、いじめは絶対に許される行為ではないこと等、いじめの問題の基本的な考え方等について、我が子に責任をもって徹底して教えていただくよう促します。

また、子どもに十分な愛情を注ぎ、家庭が、居場所のある温かな環境となるよう努め、家族の深い愛情や精神的な支え、信頼に基づく厳しさ、親子の会話や触れ合い、家族団らんの時間を確保していただくよう働きかけます。

一方、いじめが保護者によって発見されることが多い反面、子どもの成長に伴い、保護者には知られたくないといった子どもの心理も生まれてきます。

そのため、保護者は、家庭での子どもの日常生活に関心を持ち、いじめのサインを見逃さないようにする姿勢や、子どもが悩みを打ち明けやすい雰囲気作りに努めていただくことを働きかけます。

さらには、携帯電話等によるいじめの実態や、子どもの携帯電話等の利用状況にも目を向けていただき、利用するにあたっての家庭でのルール作り等と呼びかけます。

(9) 学校・家庭・地域との連携について

児童を取り巻く社会環境はめまぐるしく変化しており、児童の課題も多岐に及ぶとともに深刻化・複雑化しており、児童が健やかに成長し、社会で必要とされる人権感覚を身に付けていくためには、学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力が、これまで以上に重要となっています。

そこで、学校は、いじめの問題への基本的な方針や指導計画等をホームページや学校だよりなど様々な方法で公表し、保護者や地域住民の理解を得るよう努めるとともにいじめの問題の重要性について、児童、教職員、保護者、地域住民に醸成を図ります。

さらに、いじめの問題が発生した際の初期対応や再発防止の過程では、家庭訪問などを通じて、保護者との緊密な連携を図ることが必要で、学校のみでいじめを解決することに固執せず、保護者と一致協力して解決に当たります。

また、保護者や地域住民は、いじめを敏感に察知し、いじめを受けていると思われる様子を認めた時は、迅速に学校等に連絡する等の対応を心がけます。

特に、市内全ての公立小中学校では、コミュニティ・スクールによる特色ある開かれた学校づくりを推進していることから、学校運営協議会においていじめの問題を取り上げ、学校、家庭、地域が相互に連携協力した対策を推進します。

さらに、保護者や地域住民とは、学校行事や地域行事等を通じて積極的に交流を深めるとともに学校支援ボランティアへの参加を促進し、地域の子どもの交流を深め、地域全体で児童を見守り、悩みや相談を受け止めることができる教育環境づくりを進める等、いじめの根絶に向けた地域ぐるみの取組や気運の醸成に取り組めます。

(10) 幼稚園・保育所等や放課後等の活動団体との連携について

いじめは、学校内だけの問題ではなく、就学前の幼児期や放課後児童クラブ、放課後子ども教室、スポーツ少年団活動等、児童が学校の教育課程外で参加する様々な活

動場面でも起こり得る問題です。特に、就学前の幼児期は、人間関係づくりが未成熟なことから、仲間との間でいじめに至らないまでも様々なトラブルが発生することも多く、集団遊び等を通じ仲間とのかかわりや生活上のしつけ等の協力を依頼します。

また、幼稚園・保育所等の指導者や児童が参加する様々な活動団体の指導者に、いじめの問題への認識を深め、いじめの未然防止・早期発見・早期対応等、いじめを許さない活動体制の構築等についての啓発を行います。

学校は、社会体育等、教育課程外での活動であっても児童の人間関係等は、学校生活と密接に関係しているとの認識をもち、放課後等の活動団体の指導者と情報共有を図る等、連携した対応を行います。

(11) 関係機関との連携について

いじめの問題への対応では、いじめの行為が犯罪行為として取り扱われるべきと認められるときは、いじめられている児童を徹底して守り通すという観点から、学校はためらうことなく早期に警察、児童相談所、医療機関、法務局等の関係機関に相談し、連携した対応を講じます。

特に、犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案については、学校警察連絡制度の活用等により、警察に相談・通報するなど、十分な連携を図ります。

また、児童の健全育成に行政や関係機関が横断的・総合的に連携した青少年対策を推進する鈴鹿市青少年対策推進本部において、いじめの問題について情報共有や必要な対策等の検討も行います。

さらに、市教育委員会、学校、市子ども政策部、警察等の関係機関の間では、平素から緊密な情報共有体制を構築していきます。

(12) 教職員の資質向上と大人の意識の向上

いじめの問題の背景には、教職員や保護者など、児童を取り巻く大人の言動が影響していることも少なくありません。

特に、学校生活において教職員の言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう十分に留意し、教育活動に取り組みます。

そのため、定期的に教職員を対象とするいじめの問題についての研修会を開催し、いじめの問題への適切な対応方法等について研鑽を深める機会を設ける等、教職員の資質向上を図ります。

また、保護者や地域住民のいじめの問題への取組の認識を広め、教職員や大人が率先していじめの問題に取り組む風土を醸成するための啓発を行います。

(13) 日常の点検と評価

学校におけるいじめ問題の取組については、指導体制、問題行動への対応、家庭・地域・関係機関等との連携・協働など、様々な観点から実態に応じて、教育活動全体に係る日常の点検・評価を行うことが必要です。

そのため、学校は自己評価や学校運営協議会による学校関係者評価を適切に行い、児童や保護者、地域住民等の意見や評価も取り入れながら、学習指導や生徒指導等の在り方の工夫改善にPDCAサイクルを生かして取り組みます。

いじめの防止等のための取組

(1) 未然防止に向けて

① 学校経営における位置づけ

- ・特別の教科道徳をはじめとした全ての教育活動を通じて児童の社会性、規範意識、思いやり等の豊かな心や、仲間とのコミュニケーション能力、思考力、判断力、表現力などを育み、生きる力を培う学校教育活動の充実を図ります。
- ・全ての児童にわかる授業・楽しい授業を目指した授業改善に努めるとともに学級活動や学習活動での居場所づくりに心がけます。
- ・特別活動を通じて、自己指導能力や自己実現のための態度や能力の育成を図るとともに、よりよい人間関係を築く力と問題解決能力の育成を目指します。
- ・教職員相互が児童の様子について、気軽に情報交換を行うことができる組織的な生徒指導体制の構築を図るとともに幼稚園・保育所園と小学校、小学校と中学校との連携を図り、途切れのない子どもの支援に努めます。
- ・学校支援ボランティアの活用を促進し、地域の協力を得た体験学習などを通じて、児童同士や地域住民との交流による人間関係づくりを推進します。

② 教職員等を対象とした取組

- ・担任等、教職員のいじめの問題への認識や自覚を深め、人権感覚を高めるため、計画的にいじめの問題への資質向上につながる校内研修を位置付けます。

- ・日頃から、児童と積極的に向き合い、日々の生活ノートや定期的なアンケート調査に加え、教育相談の実施等により、児童が示す変化や危険信号を見逃さず、児童がいじめを訴えやすい体制づくりに組織的に取り組みます。

③ 児童を対象とした取組

- ・人権フォーラムなど、人権について学んだり、話し合ったりする場を設定し、いじめを集団の課題としてとらえる取組を推進します。
- ・児童が、ともに支え合う集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、互いを認め合える人間関係や学校風土をつくります。また、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加、活躍できる授業づくりや集団づくりを行います。
- ・児童会を中心としたいじめ根絶運動を展開するなど、児童が主体的な担い手となる取組を推進します。
- ・児童のインターネット上のいじめの防止については、携帯電話やインターネットの正しい利用方法や危険性についての理解を深め、インターネットを利用するためのスキルを向上し、情報モラル教育を推進します。

(2) 早期発見及びいじめへの対処に向けて

① 早期発見に向けた取組

- ・いじめを許さない学校づくり、学級づくりを進めるとともに、児童が発する小さなサインを見逃すことが無いよう、日頃から児童理解に努めるとともに児童や保護者との信頼関係の構築に努めます。
- ・遊びやふざけあいと思われるような些細な行動にも目を向け、教職員間での情報共有を図り、いじめを見過ごさず、積極的に認知するよう努めます。
- ・いじめについてのアンケートを実施した際は、実施した日にアンケート内容を確認するなど、児童からのいじめの訴えに迅速に対処します。
- ・インターネット等への誹謗中傷などの書き込みといった潜在化するいじめの問題には、児童及び保護者から、積極的な情報が得られるよう日頃からの協力体制や信頼関係の構築に努めます。

② 初期対応での取組

- ・児童本人やその友人、保護者などからいじめについての相談を受けた場合は、いじめを受けた児童の立場に立って、丁寧に聞き取りを行うとともに迅速に家庭とも連携

しながら、必要な措置を講じます。

- ・いじめを行った児童にいじめの認識がない等、いじめを受けた児童との間で見解が違ふ場合は、複数の教職員での聞き取りを基本とし、周りにいた児童からの聞き取りやアンケート調査など客観的な事実関係の把握に努めます。

- ・教職員は、いじめの相談は、勇気を持って行われたものと認識し、相談内容については、守秘義務を心得、個人情報やプライバシーに十分に配慮した対応を行います。

③ 児童への指導や支援

- ・いじめを受けた児童やいじめを知らせたり、止めたりした児童を全教職員が一体となって守り通します。

- ・いじめたとされる児童に対しては、人権尊重の視点に立ち、いじめは絶対に許されない行為であることを自覚させるとともに、いじめの背景にも目を向け、必要に応じて心理や福祉等の専門家など外部専門家の協力を得ながら、当該児童の人格の成長を基本とした必要な教育的支援を行います。

- ・いじめの問題の背景には、児童が複雑で多様な悩みや不安を抱えている状況が考えられることから、表面的な問題だけを把握することに留まらず、児童を多面的にとらえ、問題の解決を図るよう努めます。

④ 組織的な対応

- ・いじめへの対応は、特定の教職員で抱え込まず、その内容にかかわらず管理職に迅速に報告し、全教職員で共有するとともに組織的な対応を行ないます。

- ・いじめの問題には、基本的に次の対応方針で臨みます。

「情報の把握 → 管理職等への報告 → 初期対応の確認
→ 事実関係の把握 → 対応方針の決定及び保護者への連絡
→ 指導及び心のケア → 再発防止策の検討及び実践」

- ・いじめの問題は、全て市教育委員会に報告するとともに、犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案については、警察への相談や通報など関係機関と十分な連携を図ります。

- ・いじめの再発防止に向けては、教職員の指導体制や児童の仲間づくり、集団づくりの取組等について検証し、いじめを許さない学校づくりを目指した学校教育活動の再構築を図ります。

⑤ 学校でのいじめの相談

学校は、定期的な教育相談の実施やスクールカウンセラーの積極的な活用等による相談体制の整備や充実を図ります。また、学校における教育相談について、保護者にも十分理解され、保護者の悩みに応えることができる体制を整えます。

さらに、児童の悩み等を積極的に受け止め、いじめの早期発見・早期対応を図るため、校内での相談窓口の明確化や相談手段の工夫等を行い、いつでも誰でもが、いじめの相談を行うことができる体制を整えるとともに機能させます。

(3) 取組の評価・点検及び学校運営改善の実施

市の基本方針で定められた対策等の取組状況等については、定期的開催する鈴鹿市いじめ問題対策連絡協議会に報告するとともに、毎年度教育委員会による教育委員会活動の点検・評価でも検証し、その取組状況については、公表するものとします。

学校は、学校経営の改革方針などに、いじめの問題への対策等を盛り込むとともに、学校運営協議会による学校関係者評価を行い、毎年度、取組状況についての評価・点検結果を公表します。

また、教職員が子どもと十分に向き合い、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるようにするため、学校組織マネジメントの整備や校内体制の見直しを図るなど、学校運営の改善に努めます。

IV 重大事態への対処

(1) 重大事態の認識

法第28条で定められている重大事態は、次に掲げる場合とされています。

①いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める場合で、例えば次のようなケースが想定されます。

- 児童が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

② いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認める場合で、「相当の期間」については、年間30日程度を一つの目安とします。

ただし、児童が一定期間連続して欠席しているような場合には、この基準に関わらず迅速に調査等に取り組みます。

なお、いじめられたことにより重大事態に至ったという児童や保護者からの相談や申立てについても、重大事態が発生したものとして対処します。

(2) 重大事態発生時の対処

重大事態が発生した場合は、直ちに市教育委員会に報告するとともに、いじめ防止対策連絡会議を速やかに招集し、今後の対処について検討します。その際には、いじめられた児童や保護者の実情や心情を最優先に考え、市教育委員会等と連携しながら取組を進めます。

具体的には、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われどのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童の人間関係にどのような問題があったか、学校や教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にします。

その際には、因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を速やかに調査します。

また、詳しい調査を行うにあたり、必要に応じて、県教育委員会と連携を図るとともに、児童相談所、警察等の関係機関に協力を要請します。

なお、いじめられた児童の置かれている実態に応じて、次のような対応を基本とします。

① いじめられた児童からの聴き取りが可能な場合

いじめられた児童から十分に聴き取るとともに、在籍児童や教職員への質問紙調査や聴き取り調査等を行います。その際には、いじめられた児童や情報を提供してくれた児童を守ることを最優先として調査を実施します。

また、調査による事実関係の確認とともに、いじめた児童の背景をつかんで指導を行い、直ちにいじめの行為を止めさせ、全職員で見守っていきます。さらには、いじめられた児童の事情や心情を聴取し、本人の状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰への支援や学習支援等を行います。

② いじめられた児童からの聴き取りが不可能な場合

いじめられた児童の保護者から要望や意見を十分に聴取したうえで、迅速に当該保護者と今後の調査について協議し、在籍児童や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査等に着手します。

③ 児童の自殺という事態が起こった場合

自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施します。この調査においては、亡くなった児童の尊厳を保持しつつ、遺族の気持ちに十分配慮しながら、その死に至った経過を検証し、再発防止策を構ずることを目指して進めていくこととします。

(3) 調査結果の提供及び報告

いじめを受けた児童やその保護者に対して、事実関係等その他必要な情報を提供する責任を学校が有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか等）について、いじめを受けた児童やその保護者に対して説明を行っていきます。

これらの情報の提供にあたって、市教育委員会又は学校は、他の児童のプライバシーの保護や関係者の個人情報に配慮しつつも、隠蔽と受け止められることが無いよう適切に提供します。